

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生企第226号

平成31年3月13日

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）

県下における刑法犯認知件数は、平成30年中、6,932件と前年比で1,356件減少し、平成16年以降15年連続で減少しているところである。

一方、近年、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の人身安全関連事案、振り込め詐欺、サイバー犯罪等の刑法犯認知件数だけでは計れない治安事象が生じており、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にある。

犯罪を防止するためには、犯罪の取締り、街頭での警戒活動等の警察が主体となった取組と地域住民等による自主防犯パトロール、自治体による安全安心まちづくりの推進等の関係機関・団体等が主体となった取組を有機的に組み合わせていく必要がある。

以上の状況を踏まえ、警察庁から、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進する上での基本事項をとりまとめた別添「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）」（平成31年3月6日付け警察庁丙生企発第34号）が発出された。

各警察署にあっては、同通達の内容に留意し、管内の実情等に応じた各種取組を推進されたい。

※ 警察庁通達「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。